

《貸切バス事業者安全性評価認定制度》

平成26年度の申請受付はじまる 5月20日まで申請受け

平成26年4月3日 公益社団法人日本バス協会 業務部

公益社団法人日本バス協会では4月1日、「平成26年度貸切バス事業者安全性評価認定制度」の申請受付を行いました。この受付は本年5月20日まで行われ、書類審査、訪問審査、認定委員会による審査を得て、認定事業者名が公表されるものです。

今年度の特徴は、新規申請事業者と共に、平成24年度認定事業者が「安全に対して弛まぬ努力をし続けている証しとしての更新申請」であり、「二ツ星のセーフティバスマーク」事業者として昨年に続き認定されることです。



【更新申請事業者より申請書類を受取る船戸常務理事】

「貸切バス事業者安全性評価認定制度は、貸切バスをご利用されるお客様が安心してバスを選択できるよう、安全に対する取組み状況が優良なバス会社であることを公表する制度です。安全に対して弛まぬ努力をし、更新申請をさせていただきありがとうございます」と、申請書類を受取りました。

今年度の申請受付期間は4月1日から5月20日（火）までです。例年に比べ10日ほど早まっていますので、申請事業者は早めに申請をお願い致します。

8万枚の周知ビラを作成し

セーフティバスの周知徹底を図る

公益社団法人日本バス協会では、セーフティバスの利用促進に向けた周知を図るため、8万枚のビラを作成しました。

周知ビラの作成は今回で3回目となりますが、主な配布先は、各県や各地方自治体、教育委員会、旅行協会などを中心に送付し利用促進を図るものです。また、各地方バス協会や認定事業者では、周知ビラを自治体に持参しセーフティバスの利用促進要請をするなど、地域的な取組みも報告されています。

早朝から申請書類を持参

平成26年度の受付は、公益社団法人日本バス協会事務所において行われました。関係資料を持参した事業者は、「平成24年度に認定された以降、安全の向上に努めて来ました。更に安全性向上に向けた取組みを図るため更新申請をいたします」と申請資料を提出しました。

対応された日本バス協会船戸常務理事

